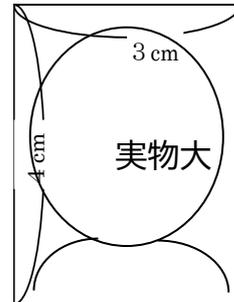


身体障がい者手帳交付申請時に必要なもの

- 大阪府が指定する医師の身体障がい者診断書（診断日より3ヶ月以内のもの）
- 顔写真 1枚（たて4センチ×よこ3センチ）原則1年以内のもの
カラー又は白黒で、脱帽し濃いめがね等は外して上半身が写っているもの
（注意）写真は、のり付けしないで持参してください。
- 健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等



身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けた方、若しくは中度（B1）の療育手帳（知的障がい）を所持し、身体障がい者手帳の交付を受けた方は、重度障がい者医療の助成が受けられる場合があります。（所得制限があります。）この場合、身体障がい者手帳の交付申請時、仮申請の手続きをしていただきます。（申請があった日から適用となります。）

- 身体障がい者手帳（現在、手帳をお持ちの方のみ持参してください。）
- 本人確認に必要なもの（マイナンバーカード又は通知カード+身分証明他）
- 来庁される方の本人確認ができるもの
- 同意書兼委任状 この説明書

居住地特例とは
障がいのグループホームと施設
令和5年4月1日より、介護保険施設も含む

身体障がい者手帳診断料の助成について

- 今年度分市町村民税非課税世帯（1月から6月までは前年度分）の方
医療機関に支払われた診断料を障がい福祉課からお返しできます。
（注意）診断料支払日から6ヶ月以上経過している場合は、助成できません。
- 生活保護を受けている方
生活保護課から診断料が支払われます。指定医師の診断を受ける前に、保護課の担当ケースワーカーに相談してください。
- 診断書の診断料の領収書（原本）
- 本人の通帳または口座番号のわかるもの
- 前住所地での世帯全員の非課税証明書
（注意）1月～6月申請は前年の1月1日時点、7月～12月申請は今年1月1日時点で門真市に居住されていない場合のみ
- 印鑑（本人以外の口座に振り込みの場合のみ）

※審査の結果、診断書・意見書のとおり等級にならない場合があります。

また、申請してから手帳が交付されるまでに要する期間は、通常50日程度かかりますが、大阪府社会福祉審議会で審議することとなった場合は、75日程度かかる場合がありますので、ご了解ください。
⇒手帳が交付されましたら、障がい福祉課から連絡させていただきます。

申請・問合せ先 門真市障がい福祉課
電話 06-6902-6154（直通）

